

全国介護保険担当課長会議 平成17年6月27日(月)別冊資料

「第3期介護保険事業(支援)計画等について」

1. 「介護保険の事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正(素案)

○ 「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正の方向性について

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成14年厚労告第193号）の一部改正については、前回の全国介護保険担当課長会議（平成17年4月12日）において、基本指針に盛り込むべき事項の全体像をお示ししたところであるが、今回は、現段階における基本指針の改正点の概要（素案）等を次頁以降でお示しするので、各自治体においては、引き続き計画作成の準備等を進められたい。

※ この素案は、現時点のものであり、今後の検討により変更もあり得る。

※ また、老人保健福祉計画については、介護保険事業（支援）計画と一体的に作成することとなっているため、現在、基本指針の改正に併せて「第2期介護保険事業計画の作成に併せた老人保健福祉計画の見直しについて」（平成14年5月9日）の改正を検討しており、後日改正案をお示しする予定である。

第3期介護保険事業計画(平成18～20年度)の策定に当たって

1. 基本的な考え方

【今後の高齢者介護の基本的な方向性】

① 介護予防の推進

要介護状態になる前の段階から要支援や要介護1程度まで、継続的・効果的な介護予防サービス（地域支援事業・新予防給付）を行い、生活機能の低下を予防

② 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

- ・ 認知性高齢者が増大する中、住み慣れた地域での生活継続が重要
- ・ 施設の居住環境について個室化を進めるとともに、重度者への重点化を推進
- ・ 高齢者単身世帯の増加や都市の高齢化の進行に対応した、多様な「住まい」の普及の推進



- 2015年（平成27年）に向けてこの方向性を推進していくため、3期先の計画（～平成26年度）を見据えた目標を設定
- 各市町村は、この目標達成に向けた第3期介護保険事業計画（～平成20年度）を作成

2. 介護予防の推進

○地域支援事業の実施

- 要支援・要介護状態に陥るおそれのある者（高齢者人口の5%程度）を対象として地域支援事業を実施

（※）地域支援事業は、市町村の体制整備状況に応じて、平成18年度から開始

- 地域支援事業を実施した高齢者の20%について、要支援・要介護状態となることを防止

（※）地域支援事業の実施が軌道に乗った平成20年度実施以降で20%

○新予防給付の実施

- 要支援者を対象として、新予防給付を実施

- 要支援・要介護1の人数の10%について、要介護2以上への移行を防止

（※）新予防給付の実施が軌道に乗った平成20年度実施以降で10%

【介護予防の実施による要介護者等のイメージ(全国推計)】 (注)合計が合わない年度は、端数処理の関係

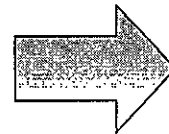
		平成16年度	平成20年度	平成23年度	平成26年度
要介護2～5	自然体	210万人	260万人	290万人	320万人
	予防効果	—	240万人	260万人	290万人(－30万人)
現行の要支援・要介護1	自然体	200万人	260万人	290万人	320万人
	予防効果	—	260万人	280万人	310万人(－10万人)
地域支援事業の対象者	自然体	—	140万人	150万人	160万人
	予防効果	—	160万人	180万人	200万人(+40万人)

3. 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

○※介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

(※)介護専用の居住系サービス:認知症高齢者グループホーム・介護専用型の特定施設

平成16年度
要介護認定者数（要介護2～5）に対する
施設・居住系サービス利用者の割合は
41%

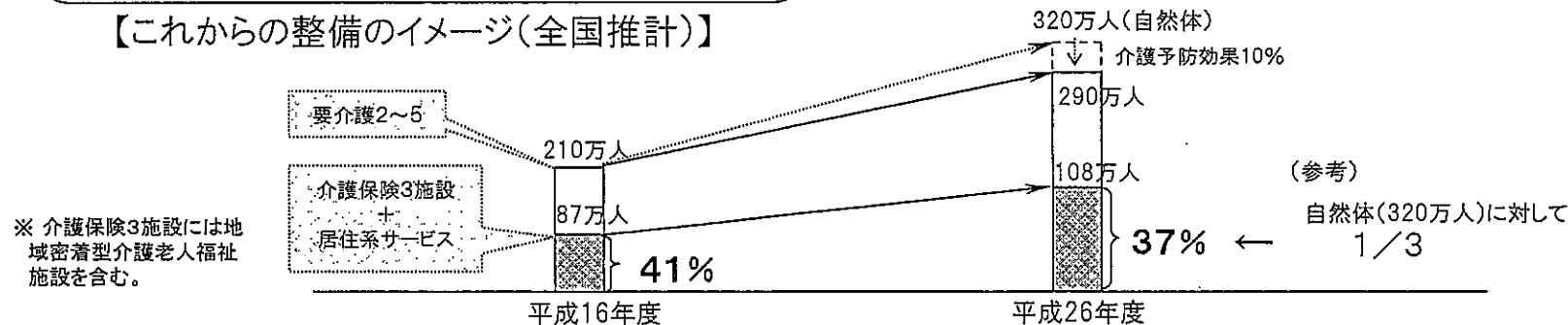


平成26年度

37%以下

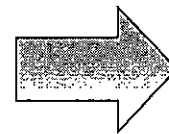
(平成16年度よりも1割引下げ)

【これからの整備のイメージ(全国推計)】



○多様な「住まい」の普及の推進

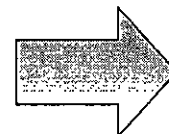
- ・ 高齢者単身世帯の増加
- ・ 都市部の高齢化の急速な進行
- ・ 高齢期の住み替えに対するニーズ



多様な「住まい」の普及
→ 高齢者が安心して暮らせるよう、介護
が付いている住まいを適切に普及

○※介護保険3施設利用者の重度者への重点化

平成16年度
入所施設利用者全体に対する要介護
4, 5の割合は59%

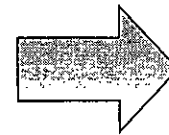


平成26年度

70%以上

○※介護保険3施設の個室化の推進

平成16年度
・ 3施設の個室割合は12%
・ 介護老人福祉施設（特養）の個室の割合は15%



平成26年度

3施設の個室ユニットケアの割合 50%以上
特養の個室ユニットケアの割合 70%以上

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正(素案)

○主な改正点

追加した主な内容は以下のとおりである。 ※追加部分のみ

■平成26年度目標値の設定

- ・施設・居住系サービスの利用者割合(要介護2以上の者に対して37%以下)
- ・施設サービスの重度者への重点化(要介護4以上の割合:70%以上)
- ・個室ユニット化の推進(個室ユニット化割合:特養70%、介護保険3施設50%)

■介護保険事業計画作成委員会の開催

- ・被保険者代表者(1号被保険者及び2号被保険者を代表する者)、サービス利用者の参加

■圏域の設定

- ・日常生活圏域の設定

■他計画との関係

- ・老人保健福祉計画との一体性、地域福祉計画及び市町村整備計画等との調和